

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和1年8月8日(2019.8.8)

【公表番号】特表2018-519111(P2018-519111A)

【公表日】平成30年7月19日(2018.7.19)

【年通号数】公開・登録公報2018-027

【出願番号】特願2017-568216(P2017-568216)

【国際特許分類】

A 47 J 31/44 (2006.01)

【F I】

A 47 J 31/44 4 2 0

【手続補正書】

【提出日】令和1年6月25日(2019.6.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

泡立て棒であって、スチーム入口を含むスチーム入口端部と、前記スチーム入口と離れたスチーム放出口を含むスチーム放出口端部と、前記スチーム入口と前記スチーム放出口との間に延びるスチームチャネルと、を有する管状壁を備え、使い捨て泡立て棒である、前記泡立て棒において、

前記使い捨て泡立て棒が生分解性材料で作られることを特徴とする

上記泡立て棒

【請求項2】

前記スチーム放出口が、前記管状壁を径方向に貫通して延びる、及び／又は、前記スチーム放出口が、前記泡立て棒の自由端部に配置されて長手方向に延びる、請求項1に記載の泡立て棒。

【請求項3】

前記スチーム放出口が、1.0mm～2.0mmの径を有する円形開口部である、請求項1または2に記載の泡立て棒。

【請求項4】

前記スチーム放出口が、複数のスチーム放出開口部を備える、請求項1～3のいずれか一項に記載の泡立て棒。

【請求項5】

前記スチームチャネルが、4mm～10mmの径を有する、及び／又は、前記泡立て棒の前記管状壁が、0.4～0.6mm、好ましくは0.5mmの壁厚を有する、請求項1～4のいずれか一項に記載の泡立て棒。

【請求項6】

1～20グラムの低い熱質量を有する材料で作られる、請求項1～5のいずれか一項に記載の泡立て棒。

【請求項7】

前記泡立て棒の前記管状壁が空気開口部を備え、前記空気開口部が1つ以上の穴を含み、前記穴のうちの少なくとも1つ又は各々が、前記管状壁の長手方向軸に対して平行に延びる、スロット形状である、請求項1～6のいずれか一項に記載の泡立て棒。

【請求項8】

前記管状壁上の前記泡立て棒の前記スチーム放出口端部の近くに設けられた循環チャネルを備え、前記循環チャネルは、取入れ開口部と、前記スチーム放出口の隣に位置付けられた別個の放出開口部とを有し、前記循環チャネルは、前記泡立て棒の前記スチームチャネルに対して好ましくは実質的に平行である、請求項1～7のいずれか一項に記載の泡立て棒。

【請求項9】

飲料ベース材料を収容するための容器を備え、前記容器が基体及びカバーを含み、前記基体がチャンバ底部と前記チャンバ底部の周縁のチャンバ壁とによって画定される飲料ベース材料チャンバを備え、前記基体の前記チャンバが前記チャンバ底部の反対側で開いており、前記チャンバ壁には、前記チャンバ底部の反対側の自由端部に密閉面が設けられ、前記カバーが、前記飲料ベース材料チャンバを閉鎖するために前記チャンバ壁の前記密閉面に取付けられ、前記容器が、抽出媒体を前記飲料ベース材料チャンバに取入れるための取入れ開口部と、飲料を前記飲料ベース材料チャンバから供給するための供給開口部とを備える、請求項1～8のいずれか一項に記載の泡立て棒。

【請求項10】

前記管状壁が、飲料ベース材料チャンバから外向きの、径方向構成要素を有する方向に延びる細長いハンドルを形成し、前記細長いハンドルが、前記基体と一体であり、ハンドル底部と、前記チャンバ壁の前記密閉面と同一面のハンドル密閉フランジとを備え、前記ハンドルには、前記供給開口部と連通する上流側のチャネル入口から、前記ハンドルの前記自由端部に設けられた下流側のチャネル放出口に延びる放出チャネルが設けられ、前記カバーが、前記放出チャネルを前記ハンドル底部と反対方向で閉鎖するために、前記ハンドルの前記密閉フランジに更に取付けられる、請求項9に記載の泡立て棒。

【請求項11】

抽出媒体を前記飲料ベース材料チャンバに取入れるための前記取入れ開口部が、前記チャンバ底部に設けられた穴開け可能な抽出媒体取入れ部によって形成される、請求項9または10に記載の泡立て棒。

【請求項12】

前記スチーム入口が前記容器に設けられ、前記スチーム入口が穴開け可能なスチーム入口部を有し、前記スチームチャネルが、前記ハンドル内で上流側のスチームチャネル入口から、前記ハンドルの前記自由端部にある下流側のスチームチャネル放出口に延び、前記容器に、前記穴開け可能なスチーム入口部から前記ハンドルの前記スチームチャネル放出口の上流側のスチームチャネル入口に延びるスチーム入口パイプが更に設けられ、前記カバーが、前記スチームチャネルを前記ハンドル底部の反対方向で閉鎖するために、前記ハンドルの前記密閉フランジに更に取付けられる、請求項9～11のいずれか一項に記載の泡立て棒。

【請求項13】

前記容器に、データを備えた識別子が設けられる、請求項9～12のいずれか一項に記載の泡立て棒。

【請求項14】

前記基体が、PLA(TBC)のようなバイオプラスチックから成形される、請求項9～13のいずれか一項に記載の泡立て棒。

【請求項15】

加熱および泡立て棒を用いる泡立てによって飲料を調製する方法であって、以下の工程；

- a. 前記泡立て棒を、飲料を熱しつつ泡立てるためのシステムへ結合すること、
- b. 前記泡立て棒を通してスチームを前記飲料内へ供給すること、
- c. 前記泡立て棒を5回未満の使用後、廃棄すること、

を包含する、

上記方法。

【請求項16】

前記泡立て棒は請求項1～14のいずれか一項に記載されたものである、請求項15に記載の方法。

【請求項17】

飲料の加熱および泡立てのシステムにおける泡立て棒の使用方法であって、前記泡立て棒は5回未満の使用後に廃棄される、上記使用方法。